訪問系サービス(神戸市独自事項) について

神戸市福祉局障害者支援課

1. 「神戸市移動支援事業実施要綱」の一部改正について

1. 改正の趣旨

今回の改正では、障害者総合支援法の規定に準じて、人員・設備、運営基準の明確化や事業所の 休・廃止時に伴う利用者移行のための連絡調整の追記などの見直しを図りました。

2. 改正の概要

- (1)第16条 以下の内容を追記
 - ① 人員、設備及び運営基準の規定の明確化
 - ② その他認定要件に関する規定
- (2)第20条 休・廃止時の利用者移行のための連絡調整に関する規定を追記
- (3)第26条 勧告に関する規定を新設
- (4)第27条 認定の取消等の事由を明確化(運営基準等違反の事由を明記等)
- (5)第28条 同居家族に対するサービス提供の禁止

3. 施行日

令和4年4月1日

2. 重度訪問介護の深夜帯における「手待ち時間」の考え方について

(令和4年3月16日付障害保健福祉関係主管課長会議資料より)

重度訪問介護における長時間のサービス提供時の休憩時間及び手待ち時間の考え方については、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&AVOL.1」(令和3年3月31日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)の問21においてお示ししているところである。

本問回答にてご説明のとおり、労働時間に含まれるものとして取り扱わなければならない 手待ち時間については、重度訪問介護のサービス提供時間として報酬算定を行う必要がある ので、ご了知いただくとともに、改めて管内市区町村に対する周知を徹底されたい。

⇒神戸市では、これまでの深夜帯における支給決定の考え方に加え、深夜帯を通じてホーム ヘルパーが利用者宅に滞在している場合は、労働時間として取り扱わなければならない手待 ち時間も含めて支給決定時間とします。